

1 目的

後期高齢者における口腔の健康を維持することにより、高齢者の健やかで心豊かな生活を支え、健康寿命の延伸を目的とする。

2 目標

- (1) 口腔機能低下や肺炎等の疾病を予防するため、口腔内の衛生状態や口腔機能を確認するとともに、口腔ケアの重要性を認識してもらい、かかりつけ歯科医における定期的な管理の動機付けを行う。
- (2) 介護予防事業等との連携を図ることにより、摂食嚥下機能の維持・向上並びに口腔ケアの推進を図る。

3 対象者

- (1) 実施年度に 76 歳になる後期高齢者医療の被保険者を対象とする。
ただし、施設等に入所又は入居している方、病院、診療所に 6 ヶ月以上継続して入院している方は、対象外とする。
※経過措置として、平成 32 年度までは、上記のただし書きを除く対象外の方であっても、後期高齢者医療の被保険者の方で、受診を希望される方については対象者として行うことができることとする。

4 実施方法

- (1) 事業主体は広域連合で、福岡県歯科医師会（以下「県歯科医師会」）と委託契約を締結し、福岡県歯科医師会加盟の歯科医療機関（以下「実施歯科医療機関」）において実施するものとする。
- (2) 広域連合が、対象者に「受診券」を送付し、対象者が直接実施歯科医療機関に予約し受診する。受診の際に、対象者は実施医療機関へ受診者負担金 300 円 を支払う。また、「健診票」及び「質問票」は、広域連合が県歯科医師会へあらかじめ送付し、実施歯科医療機関へ予約があったら、郡市区歯科医師会から実施歯科医療機関へ送付する。
- (3) 健診終了後、「健診票」及び「質問票」は、実施歯科医療機関から郡市区歯科医師会、県歯科医師会を通じ広域連合へ毎月送付する。併せて、県歯科医師会は、請求書を広域連合へ送付する。
- (4) 広域連合は、県歯科医師会へ委託料を支払い、県歯科医師会から郡市区歯科医師会、郡市区歯科医師会から実施医療機関へ健診料を支払う。
- (5) 広域連合は、送付された健診票及び質問票をデータ化し、希望する市町村へ情報提供する。

5 実施内容

実施回数	同一人について 1 回
実施時期	6 月～12 月
実施会場	実施歯科医療機関
内 容	<p>■健診項目</p> <p>①問診 歯周疾患に関連する自覚症状等の有無を聴取する。</p> <p>②口腔内診査 歯及び歯周組織等口腔内の状況、義歯の適合の状況について検査する。</p> <p>③口腔機能診査 頬の膨らまし検査・反復唾液嚥下テスト（RSS T）について実施する。</p> <p>■結果判定 診査結果（「問題なし」・「要指導」・「要治療」）の説明、歯科保健指導を実施する。</p> <p>■説明、指導等 判定区分に基づき、説明、指導を行う。</p>

6 健診・指導費：4,500 円（うち受診者負担：300 円）

■事業フロー図

